

令和5年度第2回
岐阜県森林審議会議事録

開催日 令和5年12月6日(水)
場 所 岐阜県庁3階 会議室303

岐 阜 県

1 出席者

<委員> 11名

- ・青山会長、板谷委員、宇佐美委員、大塚委員、荻巣委員、小林委員、鈴木委員、中原委員、三井委員、美谷添委員、山内委員

<県（事務局）> 10名

- ・久松林政部長、長谷川林政部次長、植野森林活用推進課長、長谷川県産材流通課長、古沢森林経営課長、垂見森林保全課長、大島技術総括監、伊藤森林吸収源対策室長、吉峯木造建築推進室長、石田林業経営改革室長

2 議事

議第1号 地域森林計画の樹立及び変更について

3 報告事項

- (1) 林地部会の審議状況及び林地開発許可状況について
- (2) 「岐阜県特用林産の振興方針」の改正について

4 配布資料

- ・地域森林計画 樹立・変更（案）の概要 …… 資料1
- ・第15次揖斐川地域森林計画書（案） …… 資料2
- ・木曾川地域森林計画変更計画書（案） …… 資料3
- ・宮・庄川地域森林計画変更計画書（案） …… 資料4
- ・長良川地域森林計画変更計画書（案） …… 資料5
- ・飛騨川地域森林計画変更計画書（案） …… 資料6
- ・岐阜県森林審議会林地部会の審議状況等の報告 …… 資料7
- ・岐阜県特用林産の振興方針の改正 …… 資料8

5 議事録

15時00分開会

(事務局)

時間が参りましたので、令和5年度第2回岐阜県森林審議会を開催いたします。
はじめに、久松林政部長よりご挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

(事務局)

ありがとうございました。本日は委員11名中、11名にご出席をいただいておりますので、岐阜県森林法施行細則第19条第2項に定める会議の定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを報告します。また、本審議会は議事内容の公平性、透明性確保の観点から公開により行うこととしており、議事の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度または公文書自由閲覧制度により公開されますので、委員の皆様のご理解をお願いします。さらに、本日は報道関係の取材がございますので、撮影についてご了承いただきたいと存じます。

議事に入る前に本日の会議資料について確認させていただきます。

～資料確認～

(事務局)

それでは、岐阜県森林審議会運営内規第3条により、会議の議長につきましては、会長が務めることとなっておりますので、会議の進行を青山会長をお願いします。

青山会長、よろしくお願いいたします。

～青山会長あいさつ～

(青山会長)

それでは、本日の会議の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、岐阜県森林審議会運営内規第9条の規定により、本日の議事録署名者に荻巣委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議第1号「地域森林計画の樹立及び変更」について、まず、事務局から諮問文の配付をお願いします。

～諮問文配布～

(青山会長)

では、事務局から審議事項の諮問文の朗読をお願いします。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

～諮問文朗読～

(青山会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

～資料1に基づき「地域森林計画の樹立及び変更」について説明～

(青山会長)

ありがとうございました。

ただいま説明のありました「地域森林計画の樹立及び変更」について、ご質疑、ご意見はございませんか。

(荻巣委員)

資料2の第15次揖斐川地域森林計画書(案)35ページに育成複層林とあるが、揖斐川森林計画区の育成複層林が揖斐川の民有林全体の面積のどのくらいあるか教えてほしい。

また、育成複層林の面積が非常に少ない、例えば数パーセントということであれば、今後、育成複層林をどうしていくのか合わせて伺いたい。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

揖斐川森林計画区の育成複層林について、資料2の31ページの表に面積を示している。面積は、2,567.53ヘクタールであり、割合にすると2.2パーセントである。これを10年後の計画期末には、3,755.53ヘクタールと3.2パーセントへ増加させていくものである。

(荻巣委員)

このわずか3パーセントのところを区切って行う意味を教えてください。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

複層林ということで、水源涵養機能の高い森林となる。なかなかやっていただけるところは少ないが、できるだけ進めていきたいということで数量を増加させている。

(宇佐美委員)

私の実家は森林を持っており、姉が面倒を見ているが、どこからどこまでが自分の土地なのかもわからず、何十年も手が入っていない状態である。全く管理していない森林は、地域森林計画の対象に入っているのか。全体として岐阜県の民有林の中にどのくらい占めているか教えてほしい。

(事務局) ※伊藤森林吸収源対策室長

管理されていない森林の割合については、把握していない。国の森林環境譲与税が各市町村に配分されており、基本的に市町村が中心となって集積計画を立て、所有者が管理していない未整備森林の整備に充てられる。

また、地域森林計画対象民有林の中にはそのような森林も含まれる。

(宇佐美委員)

資料1の19ページに書いてあるが、境界が不明確な森林が多いことが原因かと思う。地域森林監理士を養成・育成をして各市町村に一人ずつ置くといった話を聞いたことがあるが、できるだけ速やかに行ってほしい。

(事務局) ※石田林業経営改革室長

境界明確化について、現在、地籍調査に加え、林政部の補助事業を使って境界明確化を実施している。明確化が行われたところは県内の民有林の22.7パーセントであり、県の大部分について境界が不明確な状態というのが実情である。

(青山会長)

森林環境譲与税を国が計画したのも、今のような課題をしっかりと地元の自治体を中心として明確にするということが始まりだったと思う。しかし、地元としてもなかなか手が付けられない中で、この森林環境譲与税の使途も随分変わってきており、今、一番力を入れているのは、後継者の育成や森林整備となっている。相続登記もされておらず、現在の所有者がよく分からないという課題もあり解決したいが、そこまで手が回らないのも事実ではないか。

(事務局) ※久松林政部長

手つかずの森林が県内に多くある中で、管理の行き届いた森林は、森林組合や民間事業体が集約化し、間伐等の森林整備や主伐・再造林を実施していく。管理が行き届いて

いない森林が多くあるが、一生懸命、境界明確化を進めているところである。それ以外には、市町村が森林環境譲与税を活用して、自ら森林を管理していくか、あるいは市町村に任せるかなどの意向確認を行い、所有者が市町村に任せたいということであれば、ある程度集約し、良い山であれば民間事業体に経営してもらい、そうでない山であれば市町村が自ら間伐するというのが今の森林環境譲与税の考え方である。開始から5年経ち、県内の森林のある全ての市町村で意向調査を行っているが、間伐が進んでいるのは昨年度で500ヘクタール程というのが現状である。手つかずの森林の整備を市町村と一体となり進めていきたいと考えており、そのための支援センターを岐阜県森林組合連合会に置き、市町村職員のサポートを行っている状況である。

(板谷委員)

資料1の27ページで、木曾川森林計画区の林道整備計画が減となった理由として、計画が無くなった路線があったという説明があったが、どのような理由で無くなったのか教えてほしい。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

具体的には、瑞浪市の路線開設が1,300メートルから0メートルに変更されました。これは、予算的な問題と市の人員の関係で、林道としての開設が困難であると判断し、作業道による計画に変更したことで減となったものである。

(板谷委員)

無くなったと言われると、今後は管理をしないと捉えてしまうが、林道の代わりに作業道でということであれば理解できる。

また、グラフの見せ方であるが、資料1の18ページの人工林齢級別面積の図について、全県のデータと揖斐川森林計画区のデータを一緒にすると、量が多い少ないという図に見えるため、齢級構成だけを見せるのであれば、分けて書いた方が分かりやすい。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

来年は、指摘のとおり修正する。

(青山会長)

要望になるが、例えば、他の森林県や全国平均と比べた時に、岐阜県だけが突出してイレギュラーな値となっているのか、それとも全国どこも同じような状況なのか、そのような比較もあるとわかりやすい。また、樹種による違いもあると思う。各流域の中でも違った特徴があり、大変だと思うが、そのような比較の方がわかりやすい。特に実行歩合については、全国の実行歩合と比較すると同じような課題への理解にも繋がるので

検討してほしい。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

検討していく。

(宇佐美委員)

木材生産量の推移に係るグラフについて、チップ用と燃料用と分かれているが違いを教えてください。

(事務局) ※石田林業経営改革室長

チップ用は、基本的にパルプ、製紙用のものであり、燃料用は、バイオマス発電等に使われる燃料としてのものである。

(青山会長)

そのほか、ご意見はございませんか。

ご意見も尽きたようですので、お諮りします。議第1号につきまして、原案のとおり決定することを適当と認める旨、答申してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(青山会長)

それでは、議第1号につきまして、原案のとおり決定することを適当と認める旨、答申することと決定いたします。

ここで、答申文(案)を作成するため、10分間休憩といたします。

～10分間休憩～

(青山会長)

審議会を再開いたします。それでは、事務局から答申文(案)の朗読をお願いします。

(事務局) ※川村技術課長補佐兼係長

～答申文(案)朗読～

(青山会長)

ただいまの内容についてご異議はありませんか。

(委員)

異議なし。

(青山会長)

それでは、この内容で答申することといたします。

以上で、議事は終了いたしました。引き続きまして、「報告事項」に入ります。

「林地部会の審議状況及び林地開発許可状況」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

～資料7に基づき「林地部会の審議状況及び林地開発許可状況」について説明～

(青山会長)

ただいま説明のありました「林地部会の審議状況及び林地開発許可状況」について、ご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(青山会長)

つづきまして、「岐阜県特用林産の振興方針の改正」について、説明をお願いします。

(事務局)

～資料8に基づき「岐阜県特用林産の振興方針の改正」について説明～

(青山会長)

ただいま説明のありました「岐阜県特用林産の振興方針の改正」について、ご質問はございませんか。

(中原委員)

林業の中で唯一食べられるものとしてきのこ類があるが、石油燃料を使用して大規模に工場栽培されているきのこも林産物なのか。

(事務局) ※長谷川県産材流通課長

工場で生産されるものについても特用林産物としている。

(中原委員)

この振興方針がどれだけの利益を生むものなのかがわからない。資材の確保や生産者の増加が産業振興にあたるのか。

(事務局) ※長谷川県産材流通課長

振興方針は生産量を増やすことを目的としており、それが生産額の増加にもつながると考えている。

(中原委員)

生産量が増えても儲からなければ生産者は減少するので、それは産業振興とは言えないのではないか。

(事務局) ※長谷川県産材流通課長

きのこ生産者として生活をしている人もいるので、社会情勢の変化に伴う支援は必要であると考えている。

(中原委員)

県内に林産物のマーケットがどれほど存在しているのかを誰も知らない中で産業振興について論議すべきではないのではないか。

(事務局) ※久松林政部長

資料2ページにもあるとおり、きのこの生産額は林業生産額の約4割を占めている。林業生産額を維持向上させていくという観点で、林業経営者だけでなく、きのこ生産者に対しての産業振興をしていくのが林政部の仕事だと思っている。

また、現在きのこは菌床栽培がほとんどであるが、工場で生産されるきのこも菌床に使われている広樹樹のチップには岐阜県産材が多く使われている。木材の需要や県内の森林整備に寄与するという観点からも、岐阜県として引き続き特用林産の振興を図っていきたいと考えている。

(中原委員)

原木栽培については、伝統的なきのこの栽培方法として、また、文化として残していくことが必要であるというのが林政部の見解か。

(事務局) ※久松林政部長

原木しいたけ生産者は減少しているが、県域レベルで岐阜県原木しいたけの会を立ち上げるなど、みんなで頑張ろうという意欲をもっているので、県としてそれは応援しようという方針である。

(青山会長)

全国市長会の中に林政問題に関する研究会というのがある。その中でも、振興につながるためには人材の確保が大変重要であるという話が出ている。年間所得の問題を含め従事者不足を脱却することが振興のための一番のたたき台である。研究会としても議論し、国に要望していく。

(美谷添委員)

現状、薪は高いといわれており、作る側も広葉樹の入手困難や手間代の採算が取れず、自力で薪を切れる人でないと薪ストーブは買えないなという時代になってきた。そのような状況の中で、県としては薪ストーブを使うことを推進しているのか、どのような方針なのか。

(事務局) ※長谷川県産材流通課長

木質バイオマスの位置づけとして、薪ストーブやペレットストーブの導入に対する助成という方法で推進している。

県内の薪生産者からはキャンプ用やピザ用の薪として需要がある、原木伐採者からも薪用の原木の依頼があると聞いており、昨年も生産量が増えている。薪生産に意欲のある方がいるので、振興方針に盛り込むことを考えている。

(中原委員)

現在の薪需要のほとんどは飲食業におけるものである。家庭用燃料としての薪は、ブームになったとしても衰退する。自分で山を買う以外、お金がかかるものだという認識をもつ必要がある。

(青山会長)

ご発言もないようですので、「報告事項」を終了いたします。

せっかくの機会ですので、そのほか、なにかご意見があればお願いします。ご意見はございませんか。

(小林委員)

Gークレジットについて、国の温対法の報告に利用できないことの説明をしてほしい。

(事務局) ※伊藤森林吸収源対策室長

Gークレジットは国の温対法に定められた特定事業者のオフセットには利用することはできない。県が定めた条例では、オフセットとして利用することができる。

(小林委員)

経済産業省は、2050年頃に技術革新によりクレジットを使用しない政策に移行したいという話をされていた。銀行はカーボンニュートラルの取り組みを投資として考えている。2050年までに岐阜県内でのクレジットの使い方を考える必要がある。

県民が森林に価値があると分かれば、地籍調査も進むと思われる。G-クレジット制度をさらに県民に周知していくとともに、地籍調査について、市町村任せではなく、県からも積極的に働きかけてほしい。

また、温室効果ガスの排出量について、当初はスコープ1でよかったのが、スコープ3となり厳しくなっている。国のカーボンニュートラルに取り組んでいく方向性は分かるため、時流に乗りたいと思うが、動向についても情報提供してもらいたい。

(事務局) ※久松林政部長

G-クレジット制度は、森林経営計画が立てられておらず、国のJ-クレジットでは対象にならない森林を対象としている。その様な森林を県の環境税を活用して適切に間伐し、クレジットにより経済的な価値を生み出すことで、今まで境界も不明確で所有する森林に全く関心のなかった方に、もう一度、山への関心を持ってもらうという目的もある。

また、大企業は、スコープ3に対応していきたいという意識が非常に高い。県としては、補助事業で間伐した森林をJ-クレジットと同じ方法で評価し、吸収量を算定しているため、G-クレジットの信頼性は高いと思っている。今後は、信頼性の高い良質なクレジットとして各企業に購入してもらえよう取り組みたいと考えている。

なお、G-クレジットのような信頼性の高いものは国の温対法の対象となるよう国へ要望していきたいと考えている。

(中原委員)

森林の活用による事業をコントロールしようとしているのは環境省や経済産業省である。バイオマスエネルギーや熱利用は、もはや林業の仕事ではない。林政部だけで対応していたら専門的な内容に太刀打ちできない。

また、G-クレジットはもっと専門的な内容になると統計学ができないと難しい。時代が変化してきていることを理解しないと、これを熱く議論をしても消化しきれない。

(青山会長)

日本は、世界に先駆け、森林文化を中心に伐って、使って、植えて、育てるを実行し地球環境に貢献しているが、化石賞を受賞していることに違和感を覚える。日本が森林を活用した文化を育んできたことを世界に向けてアピールしてほしいと思っている。

(青山会長)

それでは、ご発言もないようですので、これで議事を閉じさせていただきます。

委員の皆様には、長時間にわたり、誠にありがとうございました。それでは、事務局へお返しします。

(事務局)

青山会長におかれましては、円滑な議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様には、貴重なご意見、ご提言を賜り、ありがとうございました。

本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、署名をいただいた確定版を改めて送付させていただきます。

これをもって、本日の審議会を終わります。

16時55分閉会